

京都府行政文書の重要文化財指定と課題

福島 幸宏
京都府立総合資料館

1. はじめに

京都府立総合資料館所蔵の「京都府行政文書」のうち、昭和21年度までの15,407点は、平成14年に国の重要文化財に指定された。都道府県の近代行政文書としては、はじめてのことであった。また、指定文化財となった紙資料としては、一番現在に近い時期のものを含んでいると考えられる。また、保存が特に困難な、昭和15年から21年の戦時期の永年保存文書だけでも2,593冊が残されている。資料群としては大きな特徴であろう。

本稿では、その指定の経緯や資料概要を詳述することは避け、重要文化財に指定された京都府行政文書を巡る特徴的な動きとしての、科研費研究と修理事業について、その概略を説明し、その過程で得られた、現段階の知見を記す。地主論考に対する現場からの声として捉えていただければ幸いである。

なお、指定資料を含む当館所蔵京都府行政文書の概要については、当館ホームページ掲載の行政文書解題を参照されたい。

(<http://www.pref.kyoto.jp/kaidai/gkaidai.html>)

2. 科研費研究と修理事業の開始

指定から数年後、全国初めての指定例で、今後の保存・管理・活用についての方向性を見いだすため、また、近代行政文書についての史科学・保存科学の両面からの本格的な研究をすすめるため、

福島幸宏（ふくしま ゆきひろ）：京都府立総合資料館歴史資料課。大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程単位取得満期退学。平成17年より現職。

「京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究」というテーマで、平成17年度から3年間の文部科学省科学研究費補助金（基盤B）を受けた研究グループが組織された。このグループは、京都府立大学小林啓治准教授（日本近代史）を代表者とし、歴史学・保存科学分野の十数名の研究者が参加したもので、当館も対象資料の所蔵機関として参加した。

また、この科研費研究に関連して、平成19年8月には、公開シンポジウム「未来への遺産 - 重要文化財「京都府行政文書」の保存と活用 -」を開催した。このシンポジウムは、科研グループと京都府が主催し、国立公文書館ほか関係機関等の後援を得たものである。

シンポジウムについては、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』第80号（2007年11月発行）と同2008『記録と史料』第18号に報告している。なお、科研費研究の成果の全容は、京都府立総合資料館歴史資料課編2008『京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究（科学研究補助費（基盤研究（B）17320101）研究成果報告書）』を参照願いたい。その過程で、ごく試行的にはあるが、資料の概要調査を行ったことは今後の方針を決定する上でも大きかったことを強調しておきたい。

この科研費研究の成果を基礎に、平成21年度からは、文化庁補助金を受けた修理事業が開始された。

この修理事業の特徴は2点ある。ひとつは、対象資料の代替化を修理メニューに加えたことである。複製資料を作成し、それを閲覧に供することによって、原資料の劣化を防ぐ。もう1点は、日

常の閲覧によって生じる消耗箇所への経常的な手当を月毎に数日ではあるが実施するという点である。

ごく小さな第一歩であるし、多くの資料保存機関では指定外資料を対象に従来から行っている行為であるが、文化財保護の世界から考えると、重要文化財の補修をこのような形で認めることができるとすれば、非常に大きな考え方の転換となる。

3. 考えていること / 考えていくこと

科研費研究の過程や修理事業に着手するに当たって、近代行政文書を文化財として取り扱うのはどのようなことか、という当然の課題が浮上してきた。

以下では、これらの点について、現段階でのメモランダムを記す。なお、内容の一部は、2008年10月24日に、全国大学博物館学講座協議会西日本本部会において「『文化財』化した事務書類 - 近代行政文書の保存と活用 - 」と題して報告している。

まず、近代行政文書は、非常に特異な文化財である、との認識を明確にし、共有化しなければならない。

特異 とはなにか。1点目は、これまで文化財として取り扱われてこなかった非常に多様で不安定な媒体と記録手段で構成されている資料群であるということである。思いつくまま列挙しても、機械漉和紙・洋上質紙・ザラ紙・青焼・薄様等を媒体とし、墨・インク・鉛筆等で記録され、また、近年まで現用として使用されていた関係上、100年以上前の資料にも、ホワイト・マジック・スポンジ・ビニールなどの新素材によって、形態等の変更が加えられている。

2点目は、特に当館資料の場合に顕著であるが、日々閲覧される資料であるということである。たとえば、当館では、平成20年度には、指定資料がほとんどである行政文書の利用者は1,178人、利用点数は6,873点であり、今後も増加が見込まれる。特に利用が多い資料は写真帳にしているとはいえ、大量の資料が実際に閲覧者の手に触れてい

る。

さらに、これに加えて全量（紙数）が非常に大量である。1簿冊平均約230紙の試算があるので、指定資料全体は、約350万枚の紙から構成されていることになる。日本最大質量の紙資料指定文化財であろう。

紙数が特定できないという段階で、従来の文化財とは大きく性格が異なる。「明治維新から地方自治法成立までの京都府行政文書」というかたまりであることが文化財としての把握方法なのである。

膨大な量・「弱い」資料・日々の利用・群としての把握、以上から、近代行政文書は、従来の文化財概念では捉えきれない文化財と述べるができるだろう。

このような資料群を保存・活用するには、従来の文化財保存の発想のみでは不十分である。新しい状況に相応した取扱いが求められる。

一方で、その特異な資料群を取り扱うことが常に課題であったアーカイブズの世界では、1980年代からの図書館での酸性紙問題への対処の経験や近年の電子化の動向を受けて、2000年代には、資料群全体の把握を前提に、限られたリソースをどこに投入するかを常に念頭に置いて所蔵資料を管理するという発想がほぼ共通化してきたといっても良いであろう。形態の変更も含めた閲覧に耐える処置を資料に行い、一方で複製化により原本の閲覧制御を行う、という従来からの日常の業務が、より構造的に把握されるようになり、管理者の戦略が求められる段階に入ったのである。

しかし、こと文化財となった途端に、個別の資料へのこだわりが全面に出た保存・修理の発想になりがちである。従来の書跡・典籍資料の取扱の延長線上にある、原形保存と現状維持を軸にした取扱いと、高度かつ高価な修理が組み合わさって発想される。

たとえば、修理業者としては、文化財を修理するという仕事である以上、損傷のある部分はすべて補修を行いたいし、細かく処理をしたくな

る。しかし、大量の資料を修理するためには、なるべくコストを押さえる必要がある。そのためには、修理を監理する職員が、いかに業者と自らの欲望を抑え、美品化をさせて、必要最小限の補修にとどめるか、がキーポイントになるであろう。この点、たとえば木部徹2001「ゲタのはきかた、あずけかた」『ネットワーク資料保存』65（日本図書館協会資料保存委員会）に図書館資料を対象にすでに指摘がある。

そうすると、上述したような特異な文化財であるという資料群の現状を前提とした把握をもとに、その取扱のルールが定められなければならない。

ところが、実際の保存・活用のメニューを考える際、現在の文化財保護制度の枠組みが大きなネックになる場合がよくある。前節で触れた機動的な補修への制限・簿冊形態の場合によくある綴込まれて閲覧できない資料の取扱・本来は積極的に分冊しないと維持に差し支えるような大型の簿冊…。これらの処置については、この間の文化庁・京都府文化財保護課・当館との折衝で、従来よりもかなり柔軟な取扱が可能になりつつある。しかし、文化財保護行政の大前提となっている理念の部分で、優品主義・美品主義が生き残っている限り、担当職員同士の一種の弥縫策であることは否めない。文化財という概念をどう把握するか、文化行政全体の枠組みでの転換が求められている。

当館資料をはじめとして、近代行政文書が指定資料になったことは、行政内部への説得力という部分も含め、非常に大きなメリットがあった。しかし、その功罪がそろそろ検証される時期にきているだろう。現在の文化財保護制度は、作品単品の保存と活用を前提に構成されており、群としてのみ把握される指定資料というのは想定外だからである。

4. おわりに

本稿では、一連の近代行政文書の文化財指定によって、アーカイブズでの課題と方法が、ようや

く文化財保護行政でも課題化しつつあることを述べた。今後も、資料群の特性に沿いつつ、アーカイブズと文化財保護制度の接点を捜す作業が続く。

この議論はおそらく、真正性・当初性を柱とする、文化財そのものの概念を組み替える芽を持つ。科研費グループに属していた、富坂賢（東京国立博物館）や川野邊渉（東京文化財研究所）も『月刊文化財』530（第一法規出版）の特集「歴史資料30年のあゆみ」のなかで、これらの点を控えめながら示唆的に述べている。

以上述べてきたことは、アーカイブズでは若手の、また文化財保護行政の周辺にいる現場職員の所感である。しかし、こなすべき課題が日々増えていく文化行政の末端で、日々の業務のなかで得たものではある。



京都府行政文書の収蔵状況



多様な要素を含む文化財

名 称：京都府行政文書

指 定 番 号：117

指 定 年 月 日：2002.06.26（平成14.06.26）

国 宝 重 文 区 分：重要文化財

部 門 ・ 種 別：歴史資料

員 数：15,407点

時 代 区 分：江戸～昭和

解 説 文：

幕府直轄都市であった京都は、慶応3年（1868）12月13日、京都町奉行所の廃止、市中取締所の開設により維新政府の管轄になった。翌4年2月19日には市中取締所が京都裁判所と改められ、同年閏4月29日に京都府が置かれた。この間、明治2年（1869）3月の明治天皇の東京行幸まで太政官は京都にあった。その後、明治4年の廃藩置県および改置府県、さらに同9年8月の豊岡県の廃止・編入によって、現在の行政区域が確定した。

京都府行政文書は、このような変遷をたどる京都府および管内郡役所等行政機関で慶応3年から昭和22年（1947）までに作成された行政文書である。内容は伝来・保管に従い、以下のとおり京都府本庁作成の一・二、旧郡役所からの引継文書三・五に大別できる。

（一）府庁文書は、各部課作成の文書を簿冊としたものである。明治前期は、太政官等行政機関からの布達・願伺、公立学校の土地収用・建築関係書類と図面等を多く含む。明治後期から大正期には、全国に先駆けて推進された近代化政策の展開を反映して学校・道路・鉄道・港湾等の整備に関わるものが多くなる。昭和期は、昭和大礼の記録・事務書類と丹後地震関係書類が特徴的である。

（二）府庁史料は、「京都府史」「町村沿革調」等の編纂物の稿本と、「寺院明細帳【めいさいちょう】」「神社明細帳」など寺院・神社関係の調査・届書等からなる。前者の稿本類は明治初期からの地方制度変遷の折々に業務参考資料として作成された。後者の寺社関係資料は古都京都ならではの大部な記録類で、とりわけ明治15年の「寺院明細帳」は、昭和14年の宗教団体法公布まで公認寺院台帳であった。

（三）郡役所文書は、明治12年の郡区町村編成法によって誕生した京都府内18の郡役所で作成・受理され、編綴して管理保存された文書群である。大正15年（1926）の郡役所廃止後に京都府庁に引き継がれたが、第二次大戦中にその多くが廃棄され、現在は249点が残る。内容は学校教育・社寺調査・庶務などであるが、郡役所資料は全国的に残存例が少なく、貴重な行政資料といえる。

（四）豊岡県第14・15大区（現在の舞鶴市等）区務所文書は、明治6年から9年の大区小区制【だいくしょうくせい】期に作成された文書である。豊岡県廃止に伴い加佐【かさ】郡役所で保管されていたが、郡役所廃止により昭和四年京都府庁に移管された。役用記録や布告・布達類等が現在残る。

（五）宮津藩政記録は、本荘【ほんじょう】氏が藩主となった宝暦年間から明治初年までの宮津藩政にかかる文書群で、宮津県が県政の参考とするために収集したものである。これらはもと与謝【よさ】郡役所で保管されていたが、郡役所の廃止に伴い京都府庁に移管された。内容は布告、役用記録、藩政・財政・治民記録、任免等の人事記録と、藩庁と出先との往復書簡類等である。

行政資料の国指定は、平成10年の「公文録【こうぶんろく】」があるが、地方公共団体保管のものとしては京都府行政文書が初となる。本件は近代京都の形成過程や基本政策を知り得るのみならず、内容は中央政治・行政史にまで及び、近代史研究・地方行政史研究上等に貴重である。

なお、指定対象の時代の下限は、行政の連続性や制度的転換を勘案し、地方自治法の公布・施行をもって昭和21年度までとする。